

一般社団法人日本口腔衛生学会認定

鹿児島大学歯科公衆衛生専門医研修プログラム

鹿児島大学病院発達系歯科センター口腔保健科
研修プログラム管理委員会

令和4年4月作成

1. 歯科公衆衛生専門医研修の概要

一般社団法人日本口腔衛生学会専門医制度は、公衆衛生に関する基本的理解に立脚し、多様な関係者と緊密に連携しながら、歯科公衆衛生活動を効果的に推進できる専門的知識・技術を有し、歯科保健医療制度の発展に寄与できる歯科医師を養成することにより、歯科口腔保健医療福祉の水準の向上と普及発展を図り、もって国民の健康と福祉の増進に寄与することを目的としています（一般社団法人日本口腔衛生学会専門医制度規則第1条）。

本研修プログラムは、歯科公衆衛生専門医の認定を申請するための要件を定めている一般社団法人日本口腔衛生学会専門医制度規則第8条のなかで、「(9) 一般社団法人日本口腔衛生学会指導医制度規則第17条の規定により認定された研修機関において、一般社団法人日本口腔衛生学会専門医研修プログラム基準で規定する専門医研修プログラムを修了した者」とあるように、本研修プログラムの修了は専門医を申請するための必須要件の一つとなります。

2. 鹿児島大学歯科公衆衛生専門医研修プログラムの特徴

鹿児島県の口腔衛生関係データの分析を担当していることから、県民の口腔衛生状態の把握が可能です。また、附属病院では周術期患者の口腔管理を担当しており、臨床患者集団を対象にした研修も可能です。

3. 研修体制

1) 研修プログラム管理委員会

- ・委員長（研修プログラム統括責任者）
鹿児島大学大学院医歯学総合研究科 教授 玉木 直文（指導医）
- ・委員
鹿児島大学病院 講師 長田 恵美（指導医）
鹿児島大学大学院医歯学総合研究科 客員研究員 於保 孝彦（指導医）
鹿児島大学大学院医歯学総合研究科 准教授 山口 泰平（専門医）

2) 研修施設

- ・基幹研修施設
鹿児島大学大学院医歯学総合研究科予防歯科学分野 指導医 玉木 直文

3) 研修生定員

鹿児島大学大学院医歯学総合研究科予防歯科学分野 5人

4) 標準研修期間

標準研修期間は2年間です。

なお、研修の進捗状況等により、研修プログラム管理委員会が認めた場合は期間を延長または短縮することがあります。

5) 研修生の選考方法

研修希望者との面談により、選考を行います。

4. 研修の内容・進め方

「一般社団法人日本口腔衛生学会 歯科公衆衛生専門医研修プログラム基準」に定められた、知識および実践能力・技術の一般目標と到達目標を目指して研修を行います。

下記「5. 到達目標」の1) 知識および2) 実践能力・技術の一般目標と到達目標に従い、指導医の指示の下に研修を行います。行った研修がどの到達目標に該当するかを確認し、「歯科公衆衛生専門医 研修実施記録」の所定の欄に記入します。

研修方法は、研修施設における研修のほか、地域現場等における実務研修、自己学習があります。

1) 研修施設（基幹・連携）における研修

研修施設における研修プログラムに沿って、講義、演習、事例検討、実習・実務等を効果的に組み合わせて研修を行います。なお、指導医からの指示があれば、日本口腔衛生学会が認定する研修会やeラーニング・プログラムを適宜活用することもあります。

2) 地域現場等における実務研修

指導医の指導のもと、地域現場等における実践を通じた研修を行います。なお、指導医の直接の指導監督のもとに実務研修を行う場合のほか、指導医と連携しながら適宜、相談・報告を行い、指導を受ける形の実務研修もあります。

3) 自己学習

一般社団法人日本口腔衛生学会が認定する研修会やeラーニング・プログラ

ムを適宜活用しながら、自己学習を行います。併せて、一般社団法人日本口腔衛生学会や関連する学会の学術大会や専門雑誌、その他の機会を通じて、幅広く学習を行います。

5. 到達目標

一般社団法人日本口腔衛生学会専門医研修プログラム基準を満たす形で設定された本研修プログラムの一般目標および到達目標は以下のとおりです。

1) 知識

(1) 公衆衛生および公衆衛生施策

【一般目標】

- ・健康の社会的決定要因など、公衆衛生活動の理論および公衆衛生関連施策や実施機関等の全体像に関する知識を修得する。

【到達目標】

- ・公衆衛生の全体像および分野別の概念と特徴を説明できる。
- ・ヘルスプロモーション、健康の社会的決定要因などの公衆衛生の理論を説明できる。
- ・我が国の公衆衛生行政の概要（根拠法を含む）および国と地方公共団体の役割を説明できる。
- ・我が国の公衆衛生関連施策（医療保険（高齢者医療を含む）、介護保険、障害者福祉、地域包括ケア等）の概要を説明できる。

(2) 公衆衛生施策における歯科保健活動

【一般目標】

- ・公衆衛生関連施策（国際（歯科）保健を含む。）における歯科保健活動および歯科専門職の位置付け、現状と役割に関する知識を修得する。

【到達目標】

- ・母子保健、学校保健、産業保健、障害者保健福祉、生活習慣病（NCDs）予防、介護予防・高齢者保健、地域包括ケアなどにおける歯科保健の位置付け・役割を説明できる。
- ・母子保健、学校保健、産業保健、障害者保健福祉、生活習慣病（NCDs）予防、介護予防・高齢者保健、地域包括ケアなどにおける歯科保健活動の課題を説明できる。
- ・国際保健における歯科保健の位置付け、役割を説明できる。

(3)公衆衛生政策決定プロセス

【一般目標】

- ・政策決定プロセスに関する知識を修得する。

【到達目標】

- ・行政組織（国・都道府県・市区町村）の組織と役割の概要を説明できる。
- ・行政と議会、財政の関係を説明できる。
- ・根拠に基づく政策立案の考え方を説明できる。
- ・健康増進計画、歯科保健計画などの地方自治体が策定する保健医療に関する計画の概要と策定プロセスを説明できる。

(4)保健医療統計・疫学

【一般目標】

- ・医療統計学や疫学に関する知識を修得する。

【到達目標】

- ・行政から公表されている保健・医療に関する統計調査の概要を説明できる。
- ・データ解析に必要な統計手法の考え方を説明し、適用することができる。
- ・歯科保健に関する統計・疫学指標の意義・算出方法を説明できる。
- ・人を対象とした医学系研究のデザインおよび倫理的配慮を説明できる。

(5)保健行動理論

【一般目標】

- ・保健行動理論・モデルに関する知識を修得する。

【到達目標】

- ・健康に関する行動理論・モデルの概要を説明できる。
- ・健康に関する実際の行動を行動理論・モデルを用いて説明できる。
- ・行動理論・モデルを用いた問診票の作成や指導プログラムの立案ができる。

(6)効果的な歯科保健施策の展開

【一般目標】

- ・フッ化物の集団応用など、地域歯科保健を効果的に推進するための方策に関する知識を修得する。

【到達目標】

- ・ライフサイクル（対象）毎の歯科口腔保健上の現状と課題を説明できる。
- ・各歯科疾患・ライフサイクルに応じた効果的な歯科保健対策を説明できる。
- ・保健医療に関わる専門職・団体、民間組織・ボランティア等の概要を説明で

きる。

- ・ 歯科保健関係者およびその他の保健医療福祉関係者との連携の重要性を理解する。

(7) 歯科予防管理

【一般目標】

- ・ 歯科医療における安全で効果的な予防管理に関する知識を修得する。

【到達目標】

- ・ 歯科保健医療における安全管理・感染予防策を説明できる。
- ・ う蝕、歯周病をはじめとした歯科疾患および口腔機能障害のリスク要因とリスク評価方法を説明できる。
- ・ フッ化物応用をはじめとした効果的な歯科疾患予防・口腔機能低下防止の手法を説明できる。
- ・ リスク評価等に応じた予防管理計画策定の実際について説明できる。
- ・ 保健行動理論に基づいた効果的な保健指導の実際について説明できる。
- ・ 歯科予防管理におけるチーム医療・多職種連携の重要性と実際について説明できる。

2) 実践能力・技術

【一般目標】

- ・ 地域歯科保健活動における実践経験を通じ、歯科口腔保健の専門家として、個人または集団の健康状態や環境等に関する情報を収集・分析し、これに基づいた予防医療を含む保健活動・事業の立案・実施・評価・改善に関する提案及び支援が効果的に行えるようになる。

【到達目標】

- ・ 地域や集団等における歯科保健に関わる課題を的確に把握し、分析評価できる。(問題発見・分析評価能力)
- ・ 設定した課題に対し、適切な対策を選択または立案し、利用可能な資源を有効に活用しながら事業を進捗管理していくことができる。(事業企画・管理能力)
- ・ 個人、集団、組織、専門職、マスコミなど多様な関係者と円滑な意思疎通を図り、効果的に働きかけて協調・協力することができる。(コミュニケーション・協調能力)
- ・ エビデンスに基づいた効果的な歯科保健活動を推進するために自ら調査研究を行うとともに、AIやビッグデータ等の活用及び他の知見を含め活動に反映できる。(研究推進・活用能力)

- ・常に最新の知識・技術を獲得するための努力を行うとともに、倫理規範や法令を遵守して行動できる。(自己研鑽・倫理的行動能力)

6. 研修の記録・評価および保存

研修生は随時「歯科公衆衛生専門医 研修実施記録」に研修実績を記録し、指導者はその評価・コメントを記載します。年度毎に研修生と指導医が面談のうえ、「研修プログラム到達度評価 総括表」で研修の進捗状況を確認・フィードバックします。最終的な「歯科公衆衛生専門医 研修実施記録」は研修生および基幹研修施設の双方が保持し、基幹研修施設は最低 5 年間、これを保存します。

7. 修了判定

研修修了時に、研修プログラム管理委員会において、「歯科公衆衛生専門医 研修実施記録」を元に修了判定を行います。

修了を判定された場合には、指導医は、「認定医新規 様式 5」の一般社団法人日本口腔衛生学会認定研修機関における指導・研修証明ならびに専門医研修プログラム修了証明書（履修チェックリスト）を研修者に対して交付します。